

福県医発第 2812 号 (地)
令和 3 年 2 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます

さて今般、厚生労働省より、別添のとおり、各都道府県、指定都市及び精神保健福祉主管部（局）宛て事務連絡が発出され、本会に対して福岡県保健医療介護部を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、要旨は下記のとおりです。

記

【要旨】

- 令和 2 年 5 月 18 日付け通知（福県医発第 506 号（地））により、令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者については、更新申請時の必要書類である医師の診断書の提出を 1 年間猶予し、申請があれば現在の障害等級で更新することが可能となった。
- 今回、本県を含む緊急事態宣言の対象地域については、上記対象者に加えて令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者についても、緊急事態宣言中さらには解除以降においても、医療機関を受診できず通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予し、更新することが可能となった。

公印省略

2健第3067号
令和3年1月19日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(こころの健康づくり推進室)

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて (通知)

本県の精神保健行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。
つきましては、貴会会員に周知していただきますよう御協力よろしく願いいたします。
なお、要旨は下記のとおりです。

記

【要旨】

- 令和2年4月24日付事務連絡により、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者については、更新申請時の必要書類である医師の診断書の提出を1年間猶予し、申請があれば現在の障害等級で更新することが可能となった。
- 今回、緊急事態宣言の対象地域については、上記対象者に加えて令和3年3月1日以降に手帳の有効期限を迎える者についても、緊急事態宣言中さらには解除以降においても、医療機関を受診できず通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予し、更新することが可能となった。

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
精神保健班 石橋
TEL : 092-643-3265
FAX : 092-643-3271

事務連絡
令和3年1月15日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の
更新手続の取扱いについて

日頃より、精神障害者保健福祉手帳制度の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り、令和2年4月24日付けの事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することを避けるため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるとしているところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域については、更新手続の取扱いを別紙のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

また、手帳の更新申請に当たっては、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、引き続き対応方よろしく申し上げます。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室障害保健係
高橋

TEL 03-5253-1111（内線 3110・3064）

(別紙)

1. 対象地域

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言が出されている地域

2. 適用対象者

(1). 令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間に手帳の有効期限を迎える者で既に令和 2 年 4 月 24 日付けの事務連絡の内容（医師の診断書の提出猶予）が適用されている者

(2). 令和 3 年 3 月 1 日以降に手帳の有効期限を迎える者

3. 適用内容

緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、申請者が医療機関を受診できず、通常の手続きを円滑に行えない場合は、医師の診断書の提出を猶予したうえで、更新を可能とする。

4. その他

マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続きを行うこと。

※なお、緊急事態宣言の対象地域となっていない地域においては、通常の更新申請手続きを行うこととなります。

事務連絡
令和2年4月24日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る精神障害者保健福祉手帳の更新手続の
臨時的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症への対応のため、全都道府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が出されたこと等を踏まえると、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新手続にもより影響が出ることが予想されます。

手帳の更新申請時には、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日付け健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（以下「実施要領」という。）により、障害者手帳申請書に医師の診断書又は年金証書等の写し等を添えて提出することを求めています。今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新手続の臨時的な取扱いを下記のとおりとしますので、内容を十分御了知いただくとともに、管内で手帳の更新手続を行う精神保健福祉センター等に周知いただくようお願いいたします。

記

1. 手帳の更新手続について

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える者のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある者については、障害者手帳申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限の日から1年

以内は当該診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができるものとする。

医師の診断書の提出を猶予した場合、障害等級は、従前の等級によるものとする。ただし、猶予期間において当該者から診断書が提出された際には、精神保健福祉センターにおいてその判定を行い、等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付した手帳と引換えに新たな等級の手帳を交付するものとする。

なお、マイナンバーを活用した情報連携により年金関係情報を把握する場合、又は、年金証書等の写しによる申請が可能である場合については、従前どおり実施要領に基づく手続を行うこと。

2. 手帳の更新の方法等について

手帳の更新申請に当たっては、現行においても、郵送による更新申請手続や、有効期限を超過した更新申請手続のいずれも可能であることから、改めてその周知に努めること。

担当者

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課障害保健係

高橋、大橋

TEL 03-5253-1111(内線 3110・3064)